

国民健康保険

病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう、全ての人が健康保険に加入することになっています。健康保険には、全国健康保険協会や、企業や業種単位で組織している健康保険組合などがあります。県と市が共同で運営している国民健康保険（国保）もその一つ。国保の制度についてお知らせします。
【広報ID】1003549

1 届け出を忘れずに

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わったときなどは、国保窓口★へ届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることになります。また、国保を脱退する届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など詳しくは、受付賦課係へお問い合わせください。

★国保窓口
健康保険課受付賦課係（本庁舎別館1階）
都南総合支所税務福祉係（津志田14）
玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田）
各支所

※転入出に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の届け出の際に手続き内容を確認してください

任意継続が満了する人の国保加入の事前受け付けは3月16日(月)から！

3月31日(火)で他の健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(水)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前に加入の届け出を受け付けます。保険証は4月3日(金)以降に順次郵送します。

■届け出が必要な場合

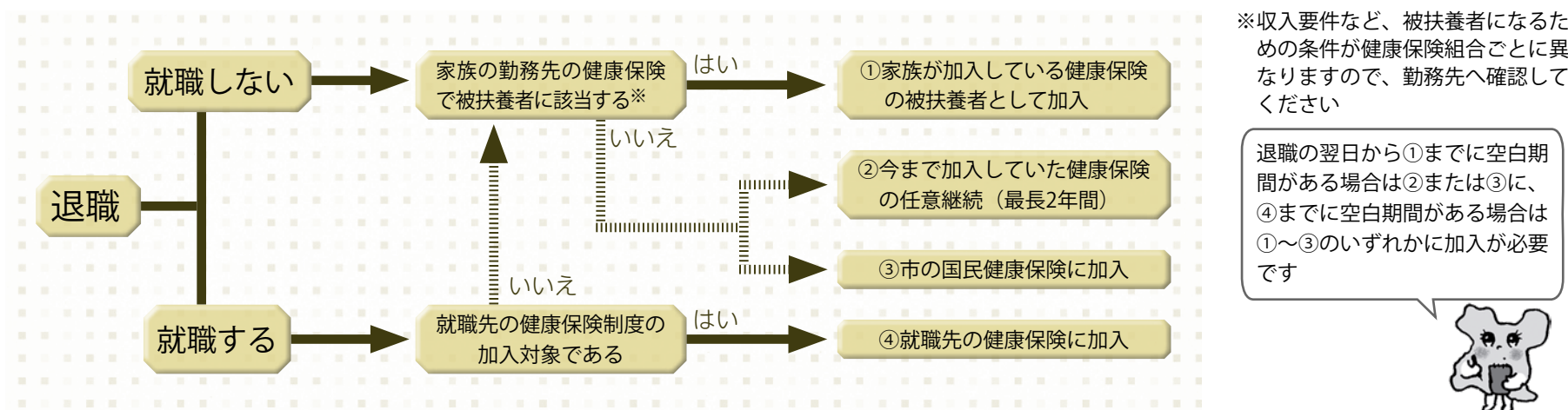
- ▶国保に加入するとき
 - ・職場の健康保険などの資格がなくなった
 - ・他の健康保険の被扶養者から外れた
- 【持ち物】
 - ①健康保険資格喪失証明書②印鑑

- ▶国保から脱退するとき
 - ・職場の健康保険などに加入した
 - ・他の健康保険の被扶養者として認められた
- 【持ち物】
 - ①保険証②健康保険資格取得証明書または新しい保険証③印鑑

- ▶学生の転出
 - 市の国保加入者が進学するために市外へ転出した場合、手続きをすることで引き続き市の保険証を使用することができます。
- 【持ち物】
 - ①保険証②在学証明書③印鑑

2 退職後の健康保険への加入

加入していた健康保険の資格がなくなった場合、国保に加入する以外に、今まで加入していた健康保険の任意継続を選ぶなどの選択肢があります。



3 医療費が高額になったら

◆医療費の払い戻し（高額療養費制度）

国保に加入している人は、所得に応じて1カ月の医療費負担額の限度額（自己負担限度額）が決められています。この額を超えて医療費の負担がある場合は、月ごとの申請により払い戻しを受けることができます。手続きができるのは、受診後2年以内です。詳しくは、給付係へお問い合わせください。

- 【持ち物】
①医療費の領収書②保険証③世帯主の印鑑④銀行の口座番号が分かるもの

◆医療費の減額

入院などで医療費が高額になりそうときは、支払い前に「限度額適用認定証」（住民税が非課税の世帯の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請をお勧めします。受診時にこれらを医療機関に提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが月額自己負担限度額までに抑えられます。住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代も減額されます。

70歳から74歳までの住民税が課税されている世帯の人は、所得により高齢受給者証が「限度額適用認定証」になる場合もあります。※限度額適用認定証を申請するときは、保険証と世帯主の印鑑が必要です

◆海外で受診したとき

やむを得ず海外で治療を受けた場合、支払った医療費を帰国後に海外療養費として申請すると、審査後認められた部分が払い戻されます。万が一に備えて、渡航前に必要な書類などを必ず確認しましょう。

問い合わせや届け出、相談は健康保険課

国民健康保険窓口（市役所別館1階）

- ▶医療給付・訪問保健指導は 給付係 ☎613-8436
- ▶保険証・納税通知書・課税内容は 受付賦課係 ☎613-8437
- ▶納付相談・口座振替は 徴収係 ☎613-8438
- ▶人間ドックは 業務係 ☎626-7527
- ▶市・県民税の申告は 市民税課 ☎613-8497・8498
- ▶マイナンバーは 市民登録課受付係 ☎613-8307

4 70～74歳の自己負担割合

70歳になった翌月（1日生まれの人はその月）から、医療機関を受診する際には、保険証に加えて「高齢受給者証」の提示が必要です※。高齢受給者証は、医療機関で支払う自己負担割合を示すものです。自己負担割合は同じ世帯の国保加入者（70歳～74歳）で判断します。判断基準と負担割合は表1のとおりです。※一定の障害があり75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人を除く

要件	自己負担
基準の①に該当しない	2割
①に該当するが②に該当しない	3割（申請により2割）
①②に該当するが、③に該当しない	3割（申請により2割）
①②③すべてに該当する	3割

【基準】①住民税課税所得が145万円以上の人がいる
②基礎控除後の所得の合計が210万円より多い
③年収の合計が520万円以上（1人のときでは383万円以上）

75歳になると全ての人が、後期高齢者医療制度の被保険者になります



5 国保税の年金天引き

次の全てに該当する場合、国保税は世帯主の年金から天引きします。4月以降、新たに年金天引きとなる世帯には、事前に通知します。
・世帯主が国保加入者で、同じ世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳以下
・世帯主の対象年金受給額が年額18万円以上
・世帯主の介護保険料と国保税の合計額が、対象年金受給額の2分の1以下

世帯主が75歳になる場合の年金天引きの中止

世帯主が令和2年度中（4月～来年3月）に75歳になり、後期高齢者医療制度へ加入すると、4月以降は国保税の天引きを中止します。支払い方法などは、7月中旬に送付する納税通知書を確認してください。

6 人間ドック費用を助成

国保や後期高齢者医療制度の加入者が指定検査機関で人間ドックを受けると、費用の一部を助成します。
【助成額】2万円※乳がん、子宮頸がん検査も受ける場合は2万4000円
【手続き】指定医療機関に予約した後、健康保険課または各支所へ申請
【持ち物】保険証、人間ドック予約票（交付された場合のみ）
【期間】通年（3月31日(火)は1日コースのみ）

【対象外となる場合】

- ・同年度内に特定健康診査やがん検診を受診した
- ・受診時に盛岡市国民健康保険や後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している

指定検査機関など詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。納税通知書に同封するパンフレットでも確認できます



国保ひとくちメモ①

所得申告が大切です！

申告期限は3月16日(月)まで！

国保税は前年の所得を基に計算します。所得の申告がないと収入が分からないため、国保税の軽減や国保の給付が正しく受けられないことがあります。前年の収入がない場合でも必ず申告しましょう。詳しくは、広報もりおか1月15日号または市公式ホームページをご覧ください。

国保太郎さん（50歳）の場合
●平成30年8月に退職し、国保加入
●平成31年1月～令和元年12月は収入なし
●単身世帯



国保ひとくちメモ②

国保税の軽減制度があります

離職日時点で65歳未満で、倒産や解雇、雇止めなどにより失業し、雇用保険を受給している人は、国保税が軽減される場合があります。詳しくは、受付賦課係へお問い合わせください。

申告をした場合

申告をしていない場合

令和2年度
国民健康保険税（年税額）

2万1500円

5万800円増！
7万2300円

限度額（医療費の自己負担額）
入院が決まったり、手術・総医療費で500万円以上かかったりした場合

3万5400円

※金額などは目安です。

29万4180円

25万8780円増！

便利なマイナンバーカードを持ちましょう

他人になりすまして病院を受診することを防ぐため、受診時に本人確認をされる場合があります。顔写真付きの身分証は、マイナンバーカードが便利です。令和3年3月（予定）からは健康保険証としても使えるようになります。